

# 旅客不定期航路事業 申請案内

## 旅客不定期航路事業の許可について

旅客不定期航路事業とは、一定の航路に旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶をいいます）を就航させて人の運送をする定期航路事業以外の事業をいいます（本邦の港と本邦以外の港との間又は本邦以外の地域の各港間における運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除きます）。

旅客不定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、航路の拠点管轄する地方運輸局長の許可を受けなければなりません。

【提出書類】旅客不定期航路事業許可申請書

## 旅客不定期航路事業に係る認可・届出等について

### 1. 運賃及び料金の設定・変更

旅客不定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする旅客不定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、あらかじめ、航路の拠点管轄する地方運輸局長に届け出なければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

【提出書類】旅客不定期航路事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

### 2. 運送約款の設定・変更

旅客不定期航路事業者は、運送約款を定め、航路の拠点管轄する地方運輸局長の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするときも同様です。ただし、国土交通大臣が公示した標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、認可を受けたものとみなします。

【提出書類】旅客不定期航路事業の運送約款設定（変更）認可申請書

【参照】海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（国土交通省 HP 参照）

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr3\\_000032.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr3_000032.html)

### 3. 事業計画の変更

旅客不定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、航路の拠点管轄する地方運輸局長の認可を受けなければなりません。ただし、軽微な事項に係る変更についてはこの限りではなく、この場合は、変更後、遅滞なく、航路の拠点管轄する地方運輸局長にその旨を届け出なければなりません。

【提出書類】旅客不定期航路事業の事業計画変更認可申請書

【提出書類】旅客不定期航路事業の事業計画軽微事項変更届出書

※「軽微な事項に係る変更」とは、次のものをいいます。

- ①使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更
- ②使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が10%以上増加・減少するものを除く。この場合は認可事項となります）
- ③運航の時季又は時間の変更
- ④運航開始予定期日の変更

#### 4. 事業の廃止

旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、その事業の廃止の日から30日前までに、航路の拠点管轄する地方運輸局長にその旨を届け出なくてはなりません。

【提出書類】旅客不定期航路事業廃止届出書

#### 5. 事業の承継

旅客不定期航路事業の譲渡又は旅客不定期航路事業を営む者についての相続、合併若しくは分割により旅客不定期航路事業者の地位を承継する者は、地方運輸局長の認可を受けなければなりません。

【提出書類】譲渡譲受認可申請書

#### 6. 住所、氏名・名称、役員の変更

旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（代表権を有しない役員に変更があった場合は、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日までに）、変更報告書を航路の拠点管轄する地方運輸局長に提出する必要があります。

- ①氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合
- ②法人の役員に変更があった場合

【提出書類】変更報告書

### その他注意事項

#### 1. 安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の届出

上記手続きの他に、事業の開始・変更等の際には、安全管理規程設定（変更）届出書、安全統括管理者選任（解任）届出書、運航管理者選任（解任）届出書の提出が必要となります。

【参照】沖縄総合事務局ホームページ

<http://www.ogb.go.jp/unyu/kakusyu/004409.html>

#### 2. 旅客不定期航路事業者の禁止行為

旅客不定期航路事業者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはなりません。

- ①陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- ②起点と終点が一致する航路であって寄港地のないもの

※2地点間を結ぶ航路等において運送する場合は、乗合運送をしなければならず、貸切運送のみが可能です。

#### 3. バリアフリーへの対応

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、旅客不定期航路事業の用に供する旅客施設（発券所、待合所、棧橋等）及び船舶は、「移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」で定める基準への適合が求められています。

#### 4. 関係法令について

航路事業に係る申請・届出手続きに際して、事業内容に則した海上運送法以外の各関係法令における手続きの要否についても、必要に応じて所管部署・機関にご相談下さい。

#### 船員の配乗について

- ① 船員法に基づく船員手帳の交付や船員の雇入届出（5トン以上の船舶）
- ② 小型旅客船の特定教育訓練
- ③ 船舶職員法に基づく乗り組み基準や海技資格（特定操縦免許など）  
に関して、相談や確認したい点がある場合

#### 【 お問い合わせ先 】

##### 《 Eメールの場合 》

船舶船員課メールアドレス：[sempakuseninka.a7n@ogb.cao.go.jp](mailto:sempakuseninka.a7n@ogb.cao.go.jp)

※いずれのお問合せも当該メールアドレスでご対応できます。

##### 《 電話の場合 》

##### ①・②について

沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 労働環境・職安係（TEL：098-866-1838（直通））

##### ③について

沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 海技資格係（TEL：098-866-1838（直通））

#### 船舶検査について

船舶安全法に基づき交付された船舶検査証書等に記載の条件（航行区域、旅客定員など）に関して、相談や確認したい点がある場合

#### 【 お問い合わせ先 】

##### ●総トン数20トン以上の船舶の場合

##### 《 Eメールの場合 》

船舶船員課メールアドレス：[sempakuseninka.a7n@ogb.cao.go.jp](mailto:sempakuseninka.a7n@ogb.cao.go.jp)

##### 《 電話の場合 》

沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 監理係（TEL：098-866-1838（直通））

##### ●小型船舶（総トン数20トン未満）の場合

日本小型船舶検査機構 沖縄支部（TEL：098-863-7002）

-お問い合わせは-

〒907-0022

沖縄県石垣市字大川 572 番地

きいやまハイツ 1 階東

オフィス石垣行政書士事務所

TEL：0980-82-3317 FAX：0980-87-7580

Mail:office@yaeyamaocean.com

## 添付書類

1. 当該申請が法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明 ※下記参照
2. 航路図 ※2. 12. 18. を、1枚にまとめていただいても結構です。
3. 使用船舶明細書(第1号様式)
4. 使用船舶の一般配置図  
※満載時最大喫水及び空船時の水面からの最大高が図面に記載されていない場合は追記。
5. (20トン未満の場合) 船舶検査証書(写)、船舶検査手帳(写)  
(20トン以上の場合) 船舶国籍証書(写)、船舶検査証書(写)  
※必要に応じて 船舶検査手帳(写)、船舶件名表の(写)、復元性資料(写)等
6. 用船契約書等の写 ※船舶を借りている場合等
7. 棧橋平面図・棧橋正面図・棧橋側面図(断面図)  
※7. ~10. を、1枚にまとめていただいても結構です。  
※係船柱、ビット、防舷材、照明等付属設備の設置場所・形状・材質・サイズ等記載。  
形状・材質・サイズ等については、別途図面があれば添付。
8. 係船図 ※本船と棧橋の段差、隙間、綱取りの位置等を記入。
9. 旅客乗降位置図
10. 乗降用設備図(棧橋・岸壁と船舶との乗降用踏台図又は、タラップ図)  
※タラップを設置する時は、形状・材質・サイズの他に、干潮時・満潮時の本船と棧橋の設置勾配・船舶及び棧橋への固定方法を記入。
11. ① 河川管理者又は、港湾管理者からの土地占用許可書又は、水面占用許可書等の写し  
② 管轄警察署からの水面使用許可書等 ※河川で該当する場合
12. 航路水深図 ※略最低低潮面(最も潮が下がると予想される潮位)が、最も浅い場所を記す。
13. 操船図(着岸・離岸) ※棧橋前面の操船円状水域の直径も記載。
14. 橋脚クリアランス調査表  
※橋脚・閘門・水門・パイプライン等の下を通航する航路を設定する場合には、略最高高潮面(最も潮が上がりると予想される潮位)から橋桁下までの高さを、全ての通航する工作物毎に調査し、一覧表として添付すること。
15. 営業所・待合室・発券所図
16. 待合室と船舶との経路図
17. 安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴
18. 運航基準図 ※航路毎に作成 ※安全管理規程の届出にも添付  
※変針点間の距離、速力並びに全体の距離、平均速力、航行時間等を記載。  
特に夜間航行の場合は、信号所、標識等の物標を明記。
19. 乗組員名簿
20. 海技免状・小型船舶操縦免許証の写し  
※使用船舶を操船する者(船長・航海士等)の、有効な免状・免許証  
※小型船舶操縦免許については、「特定操縦免許講習」の受講済であること。  
受講済の場合は、免許証に「特定」と記載されている。
21. 船客傷害賠償責任保険証券(写)  
※事業開始前に加入している保険でも可(補償内容:1億円/人 以上)
22. 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画
23. (個人の場合) 住民票又は戸籍抄本、及び印鑑証明
24. (法人の場合) 定款及び登記事項証明書並びに最近1年間の損益計算書及び貸借対照表
25. 組織図・会社案内
26. 誓約書 ※法人の場合は、役員全員
27. 代理店契約書等の写 ※業務の一部を委託等している場合
28. 安全人材確保計画  
必要に応じて、その他の資料の提出を求める場合があります  
(事業計画の内容によって、必要ない書類もあります)。